

様式 2

生産行程管理業務規程

作成日：平成 28 年 7 月 12 日

更新日：令和 7 年 4 月 11 日

1 作成者

住所（フリガナ）：（〒916-8666）^{フクイケン サバエ シニヤマチョウ}福井県 鯖江市 西山町 13 番 1 号
（^{ノウギョウコウシヤ}農業 公社 ^{サバエ シノウリンセイサクカナイ}グリーンさばえ：鯖江市 農林 政策課内）

名称（フリガナ）：^{サバエ シニセントウヤ サイトウサイバイケンキョウカイ}鯖江市 伝統 野菜 等 栽培 研究会

代表者（管理人）の氏名：^{カイチョウ}会長 ^{フクオカ}福岡 ^{シゲミツ}重光

ウェブサイトのアドレス：

2 農林水産物等の区分

区分名：第 1 類 農産物類

区分に属する農林水産物等：野菜類（なす）

3 農林水産物等の名称

名称（フリガナ）：^{ヨシカワ}吉川 ナス（ヨシカワナス）、Yoshikawa Nasu、Yoshikawa Eggplant

4 明細書の変更

生産者団体である鯖江市伝統野菜等栽培研究会は、法第 16 条第 1 項の変更登録を受けたときは、当該変更の登録に係る明細書の変更を行うものとする。

5 明細書適合性の確認

（1）品種の確認

品種「吉川ナス」は、鯖江市伝統野菜等栽培研究会が採種専用圃場にて一元的に管理し、他のナスと混ざらないように栽培する。（各自の自家採種を禁止）

また、品種「吉川ナス」の苗については、前年の 12 月に生産者からの申込みを受けて育苗し、4 月～7 月の栽培講習会開催時に配付する。

なお、鯖江市伝統野菜等栽培研究会は、別紙の吉川ナス栽培面積（計画）苗配付明細により、申込み・配付の記録と照らし合わせて、生産者が品種「吉川ナス」を使用しているか否かを確認する。

（2）栽培の方法の確認

鯖江市伝統野菜等栽培研究会は、生産者に吉川ナス生産行程管理記帳表を作成・提出させ、施肥や防除等の栽培の方法を遵守していることを確認するとともに、品種・生産地について確認する。

鯖江市伝統野菜等栽培研究会は、栽培期間中、県普及員らと 1 回以上現地を巡回し、栽培方法の確認の他、誘引、整枝、剪定、肥培管理、防除指導等を行う。巡回記録として、生育状況を写真に収め、データで保存しておく。

なお、鯖江市伝統野菜等栽培研究会は、栽培技術の向上のため、土づくりや整枝・剪定講習会を年 4 回程度開催する。

(3) 出荷規格・最終製品の確認

「吉川ナス」の集出荷作業は、原則、生産者団体が指定する共同選果場にて行うが、予め鯖江市伝統野菜等栽培研究会会長及び事務局員が認めた生産者については、生産者の自宅等における選果・出荷（直売）を認める。ただし、直売を行う生産者は、選果・出荷について、記録を作成することとする。

共同出荷においては、鯖江市伝統野菜等栽培研究会が、(1) 及び (2) の記録を確認するとともに、鯖江市伝統野菜等栽培研究会の事務局員が外観、形状、果皮の色、花落ち等を検査し、出荷規格等を遵守していることを確認する。直売においては、(2) の巡回時、(1) 及び (2) の記録並びに選果・出荷の記録を確認し、出荷規格等を遵守していることを確認する。

なお、栽培技術の向上による品質のバラつきを低減させることや出荷規格等を遵守させることを目的に、毎年、収穫期の前に生産者全員を対象とした出荷目揃え会を実施する。また、生産者の意識・意欲向上のため、年1回、吉川ナス品評会を開催する。

6 明細書適合性の指導

(1) 品種及び栽培の方法について

鯖江市伝統野菜等栽培研究会は、品種及び栽培の方法に従った生産が行われていない場合には、生産者に対し、警告を発し、是正を求める。

なお、警告を受けたにもかかわらずこれに従わない場合には、鯖江市伝統野菜等栽培研究会は、当該生産者について、同会より脱退させる。

(2) 出荷規格について

鯖江市伝統野菜等栽培研究会は、出荷規格を満たさないナスについては、「吉川ナス」及び登録標章（以下「G I マーク」という。）を付した状態で出荷しない。

7 地理的表示等の使用の確認

(1) 鯖江市伝統野菜等栽培研究会は、前記5 (3) の確認の際に（出荷の際に）、生産地・品種・栽培方法・出荷規格・最終製品の各基準をいずれも満たしているナスについてのみ、地理的表示である「吉川ナス」及びG I マークを付し、使用数量の確認を行う。この際、地理的表示である「吉川ナス」及びG I マークが使用されている包装等についても確認する。

直売については、生産地・品種・栽培の方法・出荷規格・最終製品の各基準をいずれも満たしているナスについてのみ、生産者自身が、地理的表示である「吉川ナス」及びG I マークを付し、使用数量の記録を作成することとする。鯖江市伝統野菜等栽培研究会は、前記5 (3) の確認の際に（巡回の際に）、この記録を確認することで地理的表示等の使用状況を確認する。

(2) 鯖江市伝統野菜等栽培研究会は、前記5 (3) の確認の際に（出荷または巡回の際に）、以下のナスがあるか否かを確認する。

- ① 明細書に記載の基準を満たしていないにもかかわらず、地理的表示である「吉川ナス」及びG I マークが使用されているナス
- ② 地理的表示である「吉川ナス」のみが使用されているナス
- ③ G I マークのみが使用されているナス
- ④ 地理的表示である「吉川ナス」に類似する表示又はG I マークに類似する標章が使用されているナス

- (3) 鯖江市伝統野菜等栽培研究会は、巡回時や出荷目揃え会・吉川ナス品評会の開催時に、地理的表示である「吉川ナス」及びG I マークの適正な使用について周知徹底を図る。

8 地理的表示等の使用の指導

鯖江市伝統野菜等栽培研究会は、前記5の(3)の確認の際に(出荷の際に)、以下の場合に該当する場合は、生産者に対し、警告を発し、是正を求める。なお、警告を受けたにもかかわらずこれに従わない場合には、鯖江市伝統野菜等栽培研究会は、当該生産者について、同会より脱退させる。

- ① 明細書に記載の基準を満たしていないにもかかわらず、地理的表示である「吉川ナス」及びG I マークを使用している場合
- ② 地理的表示である「吉川ナス」のみを使用している場合
- ③ G I マークのみを使用している場合
- ④ 地理的表示である「吉川ナス」に類似する表示又はG I マークに類似する標章を使用している場合

9 実績報告書の作成等

鯖江市伝統野菜等栽培研究会は、1月1日から12月31日までを一年度として、年度の終了後2か月以内に、以下の書類を作成し、農林水産大臣に提出するものとする。

- (1) 特定農林水産物等審査要領別添5「生産行程管理業務審査基準」別紙により作成した生産行程管理業務実績報告書
- (2) 生産行程管理業務の対応実績が分かる資料として、以下の資料
 - ① 鯖江市伝統野菜等栽培研究会が作成した吉川ナス栽培面積(計画)苗配付明細
 - ② 鯖江市伝統野菜等栽培研究会が作成した吉川ナス引き取り明細表
 - ③ 鯖江市伝統野菜等栽培研究会が作成した検査記録(地理的表示等の使用状況の記録を含む)
- (3) 提出時における最新の明細書
- (4) 提出時における最新の生産行程管理業務規程

10 実績報告書等の保存

鯖江市伝統野菜等栽培研究会は、前記9により作成提出した書類に加え、吉川ナス生産行程管理記帳表を、鯖江市伝統野菜等栽培研究会の事務局(福井県鯖江市農林政策課内)に、その提出の日から5年間、保存するものとする。

